市

Ш

浩

平成二十七年十二月二十七日

月最高裁小法廷より大法廷に囘付となり、下級審にての合憲判決の破棄を豫想する向もあ 示す。大法廷の審理は合憲十名、違憲五名の內女性裁判官三名全員を含むと云々。 結婚により孰方か 今月十六日、最高裁は現行の夫婦同姓制及び別姓禁止の法律は合憲との の姓を強制するは違憲として、その精神的苦痛を訴ふる裁判、 判斷を 本年二

しては、 違憲判決獲得の實現可能性を示唆す。 非嫡出子の相續權減殺規定合憲判決も十八年後には違憲となりぬる例をも引きて、 第七百五十條は「婚姻の際に夫又は妻の氏を稱す」とて完全に男女平等を保障す。 し識者は夫婦同姓を世界にも日本のみなりとて、 抑もこの問題は嘗て女性大學教授が公文書に戶籍上の氏を書かず、不利を受けたりと訴 藝名など通稱による社會生活も自由なれば、 最高裁にて敗訴となるを、 現姓希望の女性による婚約者の說得など特に困難ありとも思はれず、 今囘は訴訟理由を替へ別件の裁判との印象なり。 特に判決が別姓を違憲とせざるを以て、 態々違憲を爭はずもがなの感あ 更には雅號 私見と

遍」の言を削除す)。 基本法は平成十八年の改正によりて「傳統を繼承し、 は例外を認めず、 ある」の文言あり。 現行憲法前文には「これは人類普遍の原理であり、 男女平等は尊重すべく、 從ひ個々の民族、 「人類暜遍」は戦後屢々援用あり、 國連の女性差別委員會が我が國に民法の改正を勸告せるは、 そこに文化の多様性の混在を拒む思想に基くらむ。 宗教、家族などの文化の多様性とは對極をなす この憲法はかゝる原理に基くも 新しい文化の創造を目指す」と「暜 舊教育基本法 (昭和二十二年) ので

選擇制度には贊成」なる意見各種報道媒體を賑す。一見尤もに聞ゆるも ること多かるべく、差別を實感、 ひ決著を輕んずるの風潮いかでか社會を蝕まざらむ。更には同じ日本人二つの羣に分れ、 別姓羣」はかなり少數と見らるゝがゆゑに、 これを受けて謂はゆる「選擇的夫婦別姓」の法制化が浮上、 反對者は法律適用拒否の選擇を可とするに等しかるべし。これを極端とするも、 選擇可とするは、 怨恨を抱くに至るを懼る。 例へば國會の法案審議に於て、 兩者間に生じ得べき様々の葛藤に不利を被 「自分別姓にはせずとも、 同姓 贊否決し難から

制する現代書き言葉に於て、汝正字・正假名を遣ひて處罰を免るゝは、 意地惡の爺或いは吾に言はまく、「常用漢字」並びに「現代假名遣い」の二告示にて規 人の表記にまで及ぼさうとするものではない」とする「選擇的」 寧ろ告示による言語統制そのもの 「選擇的」 規定は一時的にして行政は隨時これを削除せむを覺悟す の停止こそ肝要なれと。 規定の御蔭ならず 偏へに兩告示俱に

、引用部は口語のまま、 表記は地の文に統一) (平成二十八年 月二十五日受附)